

別表第2  
違反行為の査定基準

処分等の内容	違反行為の適用区分
文書注意	別表第1に定める処分等の内容が「文書注意」に該当する事項
文書警告	別表第1に定める処分等の内容が「文書警告」に該当する事項及び「文書注意」が2回に達したとき。
指定(登録)の停止	<p>別表第1に定める処分等の内容が「1月、3月又は6月以下の指定(登録)の停止」に該当する事項及び次の各号に掲げる事項</p> <p>(1) 「文書警告」を受け、「違反行為」があったとき。 1月以下の指定(登録)の停止</p> <p>(2) 1月以下の指定(登録)の停止後、「違反行為」があったとき。 3月以下の指定(登録)の停止</p> <p>(3) 3月以下の指定(登録)の停止後、「違反行為」があったとき。 6月以下の指定(登録)の停止</p>
指定(登録)の取消し	<p>別表第1に定める処分等の内容が「指定(登録)の取消し」に該当する事項及び次の各号に掲げる事項</p> <p>(1) 6月以下の指定(登録)の停止後、「違反行為」があったとき。</p> <p>(2) 指定(登録)の停止処分中に違反行為があったとき。</p> <p>(3) 指定(登録)の停止処分中に工事を施工したとき。</p>